



永田クラブ、経済研究会へ貼り出し

平成24年5月25日
内閣府沖縄担当部局

特定駐留軍用地の指定について

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第1項に基づき、下記の区域を特定駐留軍用地として指定した旨、本日の官報告示により公示しましたのでお知らせいたします。

記

- ・ キャンプ桑江
- ・ 普天間飛行場
- ・ 牧港補給地区
- ・ 那覇港湾施設
- ・ 陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム

(注) キャンプ瑞慶覧については、平成18年5月1日の「再編の実施のための日米ロードマップ」において、「部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合」とされ、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表においてもその点は再確認されているところ、今後返還可能となる区域として具体的に言及のある地区も含め、現時点では具体的な返還の区域が特定されていないため、今後、日米安全保障協議委員会等において具体的な返還の区域が特定された段階で特定駐留軍用地としての指定を検討します。

《参考》 特定駐留軍用地の指定

返還予定の駐留軍用地の大部分は民有地であり、国・公有地が極めて少なく、広大な駐留軍用地跡地の利用を迅速かつ円滑に進めるために、跡地利用特措法（平成24年4月施行）において、駐留軍用地内の土地の先行取得制度が創設された。

跡地利用特措法では、

- ① 内閣総理大臣が指定した駐留軍用地（特定駐留軍用地）であること、
- ② 沖縄県や駐留軍用地が所在する市町村が道路などの事業実施の見通しを立てていることなど、

条件を満たした場合に、沖縄県や市町村が、公共用地として土地を取得することができ、

今回は、①の特定駐留軍用地の指定を行うもの。

（連絡先）内閣府政策統括官（沖縄政策担当）

担当：杉浦、下地

電話： 03-3581-9725

FAX： 03-3581-9761